

宿泊税の申告と納入に関する説明会

2026/06/26

申告と納入の手続き

○申告と納入の手続き

- 特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに申告と納入の手続きが必要です
- 申告すべき宿泊税額が0円の場合であっても、申告手続き（ゼロ申告）を行ってください

申告の手続き

1. 提出書類 宿泊税納入申告書（様式第2号）
2. 添付書類 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（宿泊税月計表）
3. 提出期限 毎月末日
4. 提出方法
 - ・白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）
 - ・地方税ポータルシステム（eLTAX）
 - ・税務課に郵送
 - ・税務課の窓口を持参

- 7月31日までに、
- 6月に徴収すべき宿泊税を、
- 月計表を添付した宿泊税納入申告書により申告

納入の手続き

1. 納入期限 毎月末日
2. 納入方法
 - ・地方税ポータルシステム（eLTAX）
 - ・宿泊税納入通知書により金融機関等で納入
3. 宿泊税納入通知書により窓口納付ができる金融機関等
 - ・大北農業協同組合 白馬支所
 - ・八十二長野銀行 白馬支店
 - ・松本信用金庫 白馬支店
 - ・白馬村役場会計室

- 7月31日までに、
- 申告した宿泊税額を、
- 金融機関等で宿泊税納入通知書により納入

○申告と納入の方法の整理

- Grafferスマート申請は、宿泊税の申告手続きのみ、納入手続きは宿泊税納入通知書により金融機関等で納入
- 電子納税を希望する場合は、eLTAXによる電子申告を利用
- eLTAXを利用した宿泊税に関する各種手続きは、令和8年11月24日（火）から利用可能

申告	納入		
	宿泊税納入通知書 (書類)	Grafferスマート申請 (電子)	eLTAX (電子)
宿泊税納入申告書 (書類)	○	×	×
Grafferスマート申請 (電子)	○	×	×
eLTAX (電子)	○ 令和8年11月24日～	×	○ 令和8年11月24日～

○ 宿泊税納入申告書（様式第2号）

プレプリント様式

様式第2号（第5条関係）

宿泊税納入申告書

白馬村長 宛 1 令和 8 年 7 月 1 5 日

2 特別徴収義務者（証票番号 000000862894）
 住（居）所（所在地）白馬村大字北城●●●3番地12
 氏名（法人名） 村男観光 合同会社
 担当部署名及び氏名 経理担当 白馬 村男
 電話番号 0 2 6 1 - 8 5 - 0 0 0 0

宿泊税の納入について、白馬村宿泊税条例第9条第1項の規定により申告します。

3 施 所 在 地 白馬村大字●城●●●4-1 1
 名称又は届出番号 ムラオホテル
 設 課 税 番 号 0862894001

4	令和8年 6月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
		宿泊料金 (1人1泊)				
		a 6,000円以上20,000円未満	泊	200	200円	40,000円
		b 20,000円以上50,000円未満	泊		400円	
		c 50,000円以上100,000円未満	泊		900円	
		d 100,000円以上	泊		1,900円	
		A 課税対象 (a+b+c+d)	泊	200		
		B 課税対象外	泊	30		
		C 総宿泊数 (A+B)	泊	230		
					納入すべき 金額	40,000円

5	年 月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
		宿泊料金 (1人1泊)				
		a 6,000円以上20,000円未満	泊		200円	
		b 20,000円以上50,000円未満	泊		400円	
		c 50,000円以上100,000円未満	泊		900円	
		d 100,000円以上	泊		1,900円	
		A 課税対象 (a+b+c+d)	泊			
		B 課税対象外	泊			
		C 総宿泊数 (A+B)	泊			
					納入すべき 金額	

6	年 月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
		宿泊料金 (1人1泊)				
		a 6,000円以上20,000円未満	泊		200円	
		b 20,000円以上50,000円未満	泊		400円	
		c 50,000円以上100,000円未満	泊		900円	
		d 100,000円以上	泊		1,900円	
		A 課税対象 (a+b+c+d)	泊			
		B 課税対象外	泊			
		C 総宿泊数 (A+B)	泊			
					納入すべき 金額	

注1 ②税率には、県宿泊税（1人1泊につき150円）を含みます。
 注2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付してください。
 注3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

説 明

- プレプリント様式の送付
 特別徴収義務者として登録された宿泊事業者には、あらかじめ一定事項（特別徴収義務者、施設）を印字した様式を1年度分送付
- 記載要領
 - 1「年月日」欄
 ・納入申告書の提出年月日を記載
 - 2「特別徴収義務者」欄
 ・印字済
 - 3「施設」欄
 ・印字済
 - 4「年月分」「宿泊数」「税額」欄
 ・「年月分」欄には、申告の前提となる宿泊行為があった年月を記載
 左の例は、申告期限が令和8年7月末日の令和8年6月の宿泊分を申告
 ・「宿泊数」欄には、宿泊料金の区分ごとの宿泊数及び課税対象外の宿泊数（B）を記載
 ・「税額」欄には、宿泊料金の区分ごとの宿泊数に該当税率を乗じた額を記載
 - 5 6
 ・この欄は、申告納入期限の特例の適用を受けている場合に使用
 ・特例の適用を受けていない場合は、4のみを使用、申告書1枚につき1月分の申告とすること

○ 宿泊税月計表

プレプリント様式

(参考様式)

3 宿泊税月計表 1 令和 8 年 6 月分

2 課税番号 0862894001 施設の名称又は届出番号 ムラオホテル

日	A 課税対象宿泊数					B 課税対象外宿泊数			計
	200円	400円	900円	1,900円	計	a 1人1泊 6,000円未満	b 課税免除 うち 外国大使等	a+b	
付									
1	8				8				
2	10				10				
3	15				15	4	10		14
4	12				12				
5	6				6				
6	0				0				
7	5				5				
8	6				6				
9	6				6				
10	3				3				
11	10				10	5			5
12	13				13				
13	0				0				
14	2				2				
15	1				1				
16	4				4				
17	5				5				
18	7				7				
19	8				8	1			1
20	13				13				
21	8				8				
22	10				10	7			7
23	10				10				
24	3				3				
25	6				6				
26	8				8				
27	4				4				
28	0				0				
29	5				5	3			3
30	6				6				
31	6				6				
計	200				200	20	10		30

※宿泊税納入申告書の内訳資料として必ず添付してください。記載項目を満たしていれば任意の様式でも結構です。

説明

○ プレプリント様式の送付

特別徴収義務者として登録された宿泊事業者には、あらかじめ一定事項（課税番号、施設の名称又は届出番号）を印字した様式を1年度分送付

○ 記載要領

1 「年月分」欄

・申告の前提となる宿泊行為があった年月を記載

2 「課税番号」欄

・印字済

3 「施設の名称又は届出番号」欄

・印字済

4 「A 課税対象宿泊数」「B 課税対象外宿泊数」欄

・「A 課税対象宿泊数」欄には、対象年月における課税対象の宿泊について、日ごと・宿泊料金の区分ごとに宿泊数を記載

・「B 課税対象外宿泊数」欄には、課税対象外の宿泊の内訳として、a 1人1泊6,000円未満、b 課税免除（うち外国大使等）を日ごとに記載

注意

・合算申告納入の場合も、宿泊税月計表は宿泊施設ごとに作成すること

・申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、宿泊税月計表は1月ごとに作成すること

○宿泊税納入申告書（様式第2号）と宿泊税月計表の関係

宿泊税納入申告書（様式第2号）と宿泊税月計表の関係

宿泊税納入申告書（様式第2号）

令和8年 6月分	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	a	6,000円以上 20,000円未満	200泊	200円
b		20,000円以上 50,000円未満	ア泊	400円	円
c		50,000円以上 100,000円未満	泊	900円	円
d		100,000円以上	泊	1,900円	円
A	課税対象 (a+b+c+d)		200泊		
B	課税対象外		イ30泊		40,000円
C	総宿泊数 (A+B)		230泊		

宿泊税月計表

日付	A 課税対象宿泊数					B 課税対象外宿泊数		
	200円	400円	900円	1,900円	計	a 1人1泊 6,000円未満	b 課税免除 うち 外国大使等	計 a+b
1	8				8			
2	10				10			
3	15				15			
30	6				6	4	10	14
31	6				6			
計	200		ア		200	20	10	イ30

○申告書の「ア 宿泊数」に記載する宿泊料金の区分ごとの宿泊数が、宿泊税月計表の「A 課税対象宿泊数」の「計」と合致していることを必ず確認してください

○申告書の「イ 課税対象外」に記載する課税対象外の宿泊数が、宿泊税月計表の「B 課税対象外宿泊数」の「計」と合致していることを必ず確認してください

○ 宿泊税納入通知書

プレプリント様式

説明

令和08年度 宿泊税 納入通知書

399-9301

大字北城●●●3番地12

村男観光 合同会社 様

1 

通知書番号 0000000862894001	行政区 番庁コード	納 組 住民コード 000000862894
口座振替		
期 別	6 期 分	7 期 分
納 期 限	令和 8年 7月31日	令和 8年 8月31日
宿 泊 税	円	円
納 付 額	円	円
督促手数料	円	円
延 滞 金	円	円
領 収 額	円	円
備 考	1	
ムラオホテル		
納付場所	(口座番号 6017827)	納 付 額
大北農協白馬支店	(口座番号 6009662)	
大北農協神城支店	(口座番号 11478)	
八十二長野銀行白馬支店	(口座番号 248775)	
八十二長野銀行白馬支店	(口座番号 030753)	

上記の金額を納期限までに納付してください。

令和 8年 6月12日

長野県北安曇郡白馬村長

丸山 俊郎



宿泊税 領収書
令和08年度

大字北城●●●3番地12

村男観光 合同会社 様

通知書番号 0000000862894001
住民コード 000000862894

6期分

納付額 40,000 円
領収日付印
督促手数料 円
延滞金 円
領収額 円

7期分

納付額 円
領収日付印
督促手数料 円
延滞金 円
領収額 円

8期分

納付額 円
領収日付印
督促手数料 円
延滞金 円
領収額 円

この領収書は大切に保存してください。

白馬村 宿泊税

宿泊税 納付書
令和08年度 8期分

ID 300 市町村コード 204854
税目 区 年度 年分 期 C/D
5400015085080081
通知書番号 C/D
00000008628940011
納付額 C/D
000000000001

納付額 円

督促手数料 円
延滞金 円
領収額 円

村男観光 合同会社 様

通知書番号 0000000862894001 住民コード 000000862894
行政区 納 組

納 期 限 令和 8年 9月30日
上記のとおり納付します
指定金融機関等
領 収 日 付 印

8

白馬村 宿泊税

宿泊税 納付書
令和08年度 7期分

ID 300 市町村コード 204854
税目 区 年度 年分 期 C/D
5400015085080073
通知書番号 C/D
00000008628940011
納付額 C/D
000000000001

納付額 円

督促手数料 円
延滞金 円
領収額 円

村男観光 合同会社 様

通知書番号 0000000862894001 住民コード 000000862894
行政区 納 組

納 期 限 令和 8年 8月31日
上記のとおり納付します
指定金融機関等
領 収 日 付 印

7

白馬村 宿泊税

宿泊税 納付書
令和08年度 6期分

ID 300 市町村コード 204854
税目 区 年度 年分 期 C/D
5400015085080065
通知書番号 C/D
00000008628940011
納付額 C/D
000000000001

納付額 40,000 円

督促手数料 円
延滞金 円
領収額 40,000 円

村男観光 合同会社 様

通知書番号 0000000862894001 住民コード 000000862894
行政区 納 組

納 期 限 令和 8年 7月31日
上記のとおり納付します
指定金融機関等
領 収 日 付 印

6

白馬村 宿泊税

- プレプリント様式の送付
特別徴収義務者として
登録された宿泊事業者には、
あらかじめ一定事項を
印字した様式を1年度
分送付

○ 記載要領

1 施設の名称

- ・施設の名称を印字済
(文字数制限あり)

2 「納付額」欄

- ・納入する税額を記載
(1月につき3か所)

注意

- ・複数施設を運営している
場合は、1施設の名称
を確認すること
- ・納付額は、宿泊税納入
申告書(様式第2号)
の税額(納入すべき金
額)と合致していることを
確認すること

電子申告

○はじめに

- 宿泊税の電子申告は、地方税ポータルシステム（eLTAX）又は白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）のいずれかの方法
- eLTAXを利用した宿泊税に関する各種手続きは令和8年11月24日から
- そのため、それまでの電子申告の方法はGrafferスマート申請のみ

電子申告サービス開始日

年月	Grafferスマート申請	eLTAX（エルタックス）
令和8年6月	○ サービス利用可 （申告手続きのみ）	× サービス利用不可
7月	↓	↓
8月	↓	↓
9月	↓	↓
10月	↓	↓
11月	↓	○ サービス利用可 （申告・納税手続き）
12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓

eLTAXサービス開始日までの対応

申告年月	申告	納入
令和8年7月	Grafferスマート申請	納入書により金融機関等で納入
8月	↓	↓
9月	↓	↓
10月	↓	↓
11月	eLTAX	eLTAX又は納入書により金融機関等で納入
12月	↓	↓
令和9年1月	↓	↓
2月	↓	↓

白馬村宿泊税電子申告サービス (Grafferスマート申請)

- 本日の説明会では、白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）について説明させていただきます
- 地方税ポータルシステム（eLTAX）に関する説明会は、サービス開始前（令和8年10月又は11月）の開催を予定しています

○電子申告の流れ

手順1 ログイン用アカウントを作成する（初回のみ）

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

 Googleで登録

 LINEで登録

[外部サービスでの登録とは？](#)

情報を入力して登録

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 必須 名 必須

メールアドレス 必須

パスワード 必須
8文字以上90文字以内で入力してください、半角英数字と記号を使用可能です

パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みの上、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Grafferアカウントに登録

- ログイン用アカウント（Grafferアカウント）を作成します
- Google又はLINEアカウントでもログインすることができますので、いずれかのアカウントをお持ちの場合は、新たにGrafferアカウントを作成する必要はありません（この手順を省略することができます）

手順2 ログインして申告手続きを行う

令和8年度 宿泊税納入申告

入力の状況 0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません
※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例
令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。
令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録せずにメールで申請

- 手順1で作成したアカウント（又はお持ちのGoogle又はLINEアカウント）で白馬村宿泊税電子申告サービスにログインして、宿泊税の申告手続きを行います

ログイン



申告情報の入力



申告情報の送信



申告の完了（完了メールの受信）

○手順1 ログイン用アカウントの作成

白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）にアクセス

<https://ttzk.graffer.jp/vlg-hakuba/smart-apply/apply-procedure-alias/accommodation-tax>

特別徴収事務について

- 特別徴収の手引き
 - 白馬村宿泊税特別徴収の手引き(Ver.1.1)(PDFファイル:19.1MB)
 - Guide to Special Collection of Accommodation Tax(PDFファイル:17.4MB)
- 電子申告の手引き

宿泊税の電子申告は、地方税ポータルシステム（eTAX）又は白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）のいずれかの方法により行うことができますが、eTAX（エルタックス）を利用した宿泊税に関する各種手続きは令和8年11月24日（火曜日）からとなりますため、それまでは白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）の利用をお願いします。
eTAX（エルタックス）による各種手続きのご準備を進めていただいていた皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

 - 白馬村宿泊税電子申告の手引き(PDFファイル:19MB)
 - 白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）
 - 公開開始 令和8年5月27日（水曜日）
 - 受付開始 令和8年6月1日（月曜日）

令和8年度 宿泊税納入申告

入力状況 0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

- ※ 納入手続き（電子納税）はできません
- ※ 宿泊税月計表 の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例
令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。
令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

アカウント登録 ~~せずに~~ メールで申請

①「新規登録またはログインして申請」をクリック

「アカウント登録せずにメールで申請」は申請履歴が残らないため、使用しない

新規アカウントの登録

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

- Googleでログイン
- LINEでログイン
- メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[GピズIDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

③アカウントの作成に必要な情報を入力

- ・姓
- ・名
- ・メールアドレス
- ・パスワード

④入力が完了したら、「Grafferアカウントに登録」をクリック

外部サービスで登録

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

- Googleで登録
- LINEで登録

②「新規アカウント登録」をクリック

すべての項目を入力し、アカウント登録に進んでください。

姓 <small>必須</small>	名 <small>必須</small>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
メールアドレス <small>必須</small>	
<input type="text"/>	
パスワード <small>必須</small>	
8文字以上50文字以内で入力してください。半角英数字と記号を使用可能です	
<input type="checkbox"/> パスワードを表示	

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してご登録ください。ご登録をもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Grafferアカウントに登録

○手順1 ログイン用アカウントの作成

アカウントの仮登録～本登録

Graffer
スマート申請
アカウントの仮登録完了

✔ アカウントの仮登録が完了しました。

本登録用のメールを送信しましたので、アカウントの本登録をお願いします。

メールが届かない場合、以下の2点をご確認ください

- ・迷惑メールフォルダに届いている
- ・入力されたメールアドレスに誤りがある

※PCメールの受信拒否設定をされている場合、「@mail.graffer.jp」を受信できるように設定してください

※本登録用のメールが届かない場合は、お問い合わせください

件名「【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ」というメールを受信

【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ

差出人: noreply@mail-sandbox.graffer.jp
宛先: zeimu@vill.hakuba.lg.jp
CC:
日時: 2026年04月16日(木) 15:47

Grafferのサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。
以下のURLをクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

<https://sandbox-accounts.graffer.jp/activation/aa-f343962f-9d1d-427a-8300-e75b0c4754bd>

引き続きサービスをご利用ください。

※本メールにお心当たりの無い方は、support@graffer.jp までご連絡いただけますと幸いです。
※本メールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

株式会社グラファアー
<https://graffer.jp/>
Copyright © Graffer, Inc.

⑥メール本文中のURLをクリック、本登録を完了

Grafferアカウントの本登録完了

Graffer
アカウント
アカウントの本登録完了

⑤アカウントの本登録完了画面が表示

件名「【Grafferアカウント】登録完了のお知らせ」というメールを受信

⑤アカウントの本登録が完了しました。
[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)

【Grafferアカウント】アカウント登録完了のご案内

差出人: noreply@mail.graffer.jp 日時: 2026年06月10日(水) 13:19

ご入力いただいたメールアドレスとパスワードで、Grafferアカウントの登録が完了しました。
ログインの際は「メールアドレスでログイン」をご利用ください。

以下のリンクよりログインしてご利用いただけます。
<https://accounts.graffer.jp/login>

【重要】2段階認証の設定
お客様のアカウントをより安全にご利用いただくために、2段階認証の設定を推奨しております。
2段階認証を設定すると、ログイン時にパスワードに加えて、ご登録のメールアドレスに送信されるワンタイムパスワードの入力が必要となり、第三者による不正ログインを効果的に防ぐことができます。

以下のURLより2段階認証を設定いただけます。
<https://accounts.graffer.jp/setting/two-phase-auth>

※このメールにお心当たりのない場合は、お手数ですが本メールを破棄していただきますようお願いいたします。
※このメールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

株式会社グラファアー
<https://graffer.jp/>
Copyright © Graffer, Inc.

白馬村宿泊税電子申告サービス (Grafferスマート申請) を利用する場合は、このリンクからではなく、白馬村行政ホームページからのアクセスが近道です

○手順2 ログインして申告手続きを行う

白馬村宿泊税電子申告サービス（Grafferスマート申請）にアクセス

令和8年度 宿泊税納入申告

入力状況

0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）
ことに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

※ 納入手続き（電子納税）はできません

※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例

令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。

令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

Grafferアカウントを利用する方

ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

新規登録またはログインして申請

または

Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

~~アカウント登録せずにメールで申請~~

「新規登録またはログインして申請」をクリック

メールアドレスでログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

GビジネスIDでログインする

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

手順1で登録したメールアドレスとパスワードを入力

入力が完了したら、「ログイン」をクリック

「メールアドレスでログイン」をクリック

メールアドレスでログイン

メールアドレス 必須

パスワード 必須

パスワードを表示

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) をお読みのうえ、同意してログインしてください。ログインをもって、Grafferアカウント規約およびプライバシーポリシーに同意いただいたものとします。

ログイン

[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

他の方法でログインする

Googleでログイン

LINEでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

○手順2 ログインして申告手続きを行う

利用規約を確認

令和8年度 宿泊税納入申告

入力状況

0%

白馬村の「令和8年度 宿泊税納入申告」のオンライン申請ページです。

毎月の宿泊税の納入申告を行うことができます。
対象月の宿泊数を宿泊料金の区分（6,000円以上から100,000円以上までの4段階）
ごとに入力すると、宿泊税額が自動計算され、そのまま申告することができます。

- ※ 納入手続き（電子納税）はできません
- ※ [宿泊税月計表](#) の添付が必要です

○ 令和8年度における申告納入期限の特例
令和8年度においては、令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることができます（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入）。

令和8年7月～12月申告納入分は毎月の申告納入が必要となります。

利用規約をご確認ください

[利用規約](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

利用規約を確認、「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリック

申請者の種別を入力

- 特別徴収義務者が個人の場合
申請者の種別で個人を選択、必要事項を入力（メールアドレスは自動入力）

特別徴収義務者

申請者の種別

個人

法人

名前

名前(カナ)

郵便番号
ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

住所

電話番号
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス
自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください

zeimu@vill.hakuba.lg.jp

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

申請の概要等の確認に戻る

必要事項の入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリック

- 特別徴収義務者が法人の場合
申請者の種別で法人を選択、必要事項を入力（メールアドレスは自動入力）

申請者の種別

個人

法人

法人名

法人名(カナ)

郵便番号
ハイフンなしの半角7桁で入力してください

郵便番号から住所を入力

住所

電話番号
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、日中に連絡が取れる電話番号を入力してください

メールアドレス
自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください

zeimu@vill.hakuba.lg.jp

連絡担当者名
申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

申請の概要等の確認に戻る

○手順2 ログインして申告手続きを行う

宿泊施設の種別を入力

○ 経営している施設が旅館業の場合
宿泊施設の種別で旅館業を選択、必要事項を入力

○ 経営している施設が住宅宿泊事業（民泊）
宿泊施設の種別で住宅宿泊事業（民泊）
を選択、必要事項を入力

「課税番号」欄
には、証票の右下
に記載の施設
番号（全10
桁）を入力

必要事項の入力が完了したら、
「一時保存して、次へ進む」をク
リック

課税番号

宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）

○手順2 ログインして申告手続きを行う

申告情報を入力 | 申告年月（宿泊年月）

- 申告年月（宿泊年月）を選択
 - 年○月宿泊分と表示されていますので、申告の対象となる宿泊年月を選択
 - 「期別」は、「申告年月（宿泊年月）」に応じて自動表示

| 宿泊税納入申告

申告年月（宿泊年月） 必須

選択してください

期別 自動計算

0
✕

申告年月（宿泊年月）	期別
令和 8 年（2026年） 6 月分	006
令和 8 年（2026年） 7 月分	007
令和 8 年（2026年） 8 月分	008
令和 8 年（2026年） 9 月分	009
令和 8 年（2026年） 10月分	010
令和 8 年（2026年） 11月分	011
令和 8 年（2026年） 12月分	012
令和 9 年（2027年） 1 月分	101
令和 9 年（2027年） 2 月分	102

申告情報を入力 | 宿泊数

- 宿泊数を入力
 - 該当する税額区分の「宿泊数」に対象となる宿泊年月における課税対象の宿泊数を入力
 - 「税額」は、入力された宿泊数から自動で計算
- (重要)
 - 対象となる宿泊がなかった区分には「0」を入力
 - ゼロ申告の場合は、すべての区分に「0」を入力

宿泊数 | a 6,000円以上20,000円未満 必須

1人1泊当たり6,000円以上20,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 自動計算

宿泊数×税率200円です

0
✕

宿泊数 | b 20,000円以上50,000円未満 必須

1人1泊当たり20,000円以上50,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 自動計算

宿泊数×税率400円です

0
✕

宿泊数 | c 50,000円以上100,000円未満 必須

1人1泊当たり50,000円以上100,000円未満の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 自動計算

宿泊数×税率900円です

0
✕

宿泊数 | d 100,000円以上 必須

1人1泊当たり100,000円以上の宿泊数を入力してください
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 | d 100,000円以上 自動計算

宿泊数×税率1,900円です

0
✕

○手順2 ログインして申告手続きを行う

申告情報を入力 | 課税対象外の宿泊数、月計表等

A 課税対象宿泊数 小計 自動計算

B 課税対象外宿泊数 必須
課税対象外となる以下の宿泊数の合計を入力してください
・1人1泊6,000円未満
・課税免除（修学旅行等、外国大使等）
対象となる宿泊がなかった場合は「0」を入力してください

税額 小計 自動計算
0

- 課税対象外宿泊数を入力
以下の課税対象外宿泊数の合計を入力
・1人1泊6,000円未満
・課税免除（学校の教育活動等）
・課税免除（外国大使等）

(重要)
課税対象外の宿泊数がなかった場合は「0」を入力
ゼロ申告の場合も「0」を入力

宿泊税月計表等の添付 必須
課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付してください

ファイルを選択...

「ファイルを選択」をクリック、宿泊税月計表等を添付

- 添付可能なファイルの形式
Microsoft Word ファイル (docx)
Microsoft Excel ファイル (xlsx)
PDF ファイル (pdf)
画像ファイル (png,jpg,jpeg,gif,heif,heic)
圧縮ファイル (zip)

申告情報を入力 | 複数施設の合算申告

複数施設の合算申告 必須
複数施設の合算申告の場合は、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付してください
※ 宿泊税月計表が添付されていない、又は添付ファイルに不備がある申告は、受け付けることができません

合算申告である（施設ごとの宿泊税月計表を添付）
 合算申告ではない

宿泊施設ごとの宿泊税月計表 必須
ファイルを選択...

合計税額 | 納入すべき金額 自動計算
40,000

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む
< 戻る

- 合算申告である
複数施設の合算申告である場合は、「合算申告である」を選択した上で、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付

「ファイルを選択」をクリック、宿泊施設ごとの宿泊税月計表を添付

- 合算申告でない
合算申告でない場合は、「合算申告ではない」を選択

(注意)
複数施設の宿泊施設を合算して申告及び納入する場合は、村に申請、承認を受ける必要あり

必要事項の入力が完了したら、「一時保存して、次へ進む」をクリック

○手順 2 ログインして申告手続きを行う

申告内容を確認、申請

申請内容の確認

特別徴収義務者

申請者の種別 必須 [編集](#)
個人

名前 必須 [編集](#)
白馬村役場

名前(カナ) 必須 [編集](#)
ハクバムラヤクバ

郵便番号 必須 [編集](#)
3999301

住所 必須 [編集](#)
長野県北安曇郡白馬村北城

電話番号 必須 [編集](#)
0261850712

メールアドレス 自動入力 [編集](#)
zeimu@will.hakuba.lg.jp

宿泊数 | a 6,000円以上20,000円未満 必須 [編集](#)
200

税額 | a 6,000円以上20,000円未満 自動計算
40000

宿泊数 | b 20,000円以上50,000円未満 必須 [編集](#)
0

税額 | b 20,000円以上50,000円未満 自動計算
0

宿泊数 | c 50,000円以上100,000円未満 必須 [編集](#)
0

税額 | c 50,000円以上100,000円未満 自動計算
0

宿泊数 | d 100,000円以上 必須 [編集](#)
0

税額 | d 100,000円以上 自動計算
0

A 課税対象宿泊数 小計 自動計算
200

B 課税対象外宿泊数 必須 [編集](#)
30

税額 小計 自動計算
40000

宿泊税月計表等の添付 必須 [編集](#)
[102【様式第2号】宿泊税納入申告書.xlsx](#)

複数施設の合算申告 必須 [編集](#)
合算申告ではない

合計税額 | 納入すべき金額 自動計算
40000

[この内容で申請する](#)

申請内容を修正する場合は、「編集」をクリック、該当箇所を修正

申請内容を確認、間違いがなければ、「この内容で申請する」をクリック

(注意)
申請後に申請内容の修正はできませんので、申請する前に内容を確認してください



申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら\(申請詳細\)](#) からご確認いただけます。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。

アンケートのお願い

オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか？

不満 ☆☆☆☆ 満足

ご感想 任意

オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改善点などを具体的にお聞かせください。

記載内容はご感想やご意見に限らせていただいております。質問に対する回答はございません。ご質問や申請内容に関する補足は、白馬村までお問い合わせください。

[利用規約に同意してアンケートを送信する](#)

上記の画面が表示されたら、申請は完了

○お知らせメールの確認

申請受付のお知らせ

- 申請が完了（税務課に申請データが到達）すると、「白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告 **申請受け付け**のお知らせ」というメールが届きます
- 申請一覧の対応ステータスは「受付済」で、税務課職員が対応ステータスを「処理中」に切り替えて、申請内容を確認します

令和8年度 宿泊税納入申告	⇒	令和8年度 宿泊税納入申告
申請番号: 8970-4131-9963-9855292		申請番号: 8970-4131-9963-9855292
申請先: 白馬村		申請先: 白馬村
受付日: 2026年06月17日 14時11分		受付日: 2026年06月17日 14時11分
対応ステータス: 受付済		対応ステータス: 処理中
詳細を確認する		詳細を確認する

白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告 申請受け付けのお知らせ

差出人: noreply@mail.graffer.jp
宛先: zeimu@vill.hakuba.lg.jp
CC:
日時: 2026年05月14日(木) 16:08

「白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告」の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

■ 申請の種類
白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告

■ 申請日時
2026-05-14 16:08:49

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://sandbox-tzk.graffer.jp/smart-apply/applications/3555039004491468552>

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが白馬村公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、白馬村で受け付けています。白馬村まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファァー
Copyright © Graffer, Inc.

処理完了のお知らせ

- 税務課職員が申請内容を確認し、受付処理が完了すると、「白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告 **処理完了**のお知らせ」というメールが届きます
- 申請一覧の対応ステータスは「完了」となります

令和8年度 宿泊税納入申告
申請番号: 8970-4131-9963-9855292
申請先: 白馬村
受付日: 2026年06月17日 14時11分
対応ステータス: 完了
詳細を確認する

白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告 処理完了のお知らせ

差出人: noreply@mail.graffer.jp
宛先: zeimu@vill.hakuba.lg.jp
CC:
日時: 2026年05月14日(木) 16:22

「白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告」の処理が完了いたしました。

■ 申請の種類
白馬村 令和8年度 宿泊税納入申告

■ 申請日時
2026-05-14 16:08:49

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。
<https://sandbox-tzk.graffer.jp/smart-apply/applications/3555039004491468552>

合計税額 | 納入すべき金額は、宿泊税納入書により納入期限までに金融機関等で納入してください。

※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できません。
※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファァーが白馬村公式サービスとして運営しています。
※ ご不明点やご質問は、白馬村で受け付けています。白馬村まで直接お問い合わせください。

▼ 送信者に関する情報
株式会社グラファァー
Copyright © Graffer, Inc.

○申請情報の複写機能

申請履歴から情報を複写し、新たに申請することができる機能

スマート申請 サンドボックス よくあるご質問 白馬村役場税務課

申請一覧 ログアウト

令和8年度 宿泊税納入申告

入力の状況 25%

入力フォーム

特別徴収義務者

申請者の種別 必須

個人

法人

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

< 申請の概要等の確認に戻る

- ログインした後に表示される画面の右上にあるアカウント名をクリック
- メニューが表示されるので、「申請一覧」をクリック

申請一覧

申請一覧

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号: 2609-0291-4330-6980193

申請先: 白馬村

受付日: 2026年05月14日 17時05分

対応ステータス: 完了

詳細を確認する

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号: 3555-0390-0449-1468552

申請先: 白馬村

受付日: 2026年05月14日 16時08分

対応ステータス: 完了

詳細を確認する

- 申請一覧が表示されるので、複写する申請の「詳細を確認する」をクリック

申請一覧 / 申請詳細

令和8年度 宿泊税納入申告

申請番号 2609-0291-4330-6980193

この申請をもとに新規申請

申請基本情報 申請内容

申請先 白馬村

対応ステータス 完了

手続き名称 令和8年度 宿泊税納入申告

申請者情報

種別	個人
氏名	白馬村役場
氏名(カナ)	ハクハムラヤクバ
郵便番号	3999301
住所	長野県北安曇郡白馬村北城
電話番号	0261850712
メールアドレス	zeimu@vill.hakuba.lg.jp

受付日時 2026/05/14 17:05

- 複写したい申請内容が表示されるので、「この申請をもとに新規申請」をクリック
- 次の画面で「利用規約に同意する」にチェックを入れた上で、「申請に進む」をクリックすると、情報が複写、これをもとに新規申請を作成

申告納入期限の特例

○申告納入期限の特例

申告納入期限の特例

手引き P.39

- **一定の要件**を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることで、3か月分まとめた申告納入が可能
- 特例の適用を受けた場合、申告の回数は3月、6月、9月、12月の末日の年4回

○ 特例の適用要件

- ① 指定期間における納入すべき宿泊税の金額が少額であること
- ② 施設の経営開始・登録申請を指定期日までに行っていること
- ③ 各種加算金の決定を受けていないこと
- ④ 村税に係る徴収金の滞納がないことなど

○ 申請

提出書類：宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第3号）

提出期限：適用を開始しようとする月の前々月末日

令和8年度における特例

手引き P.42

適用要件①	適用要件②	適用要件③
令和8年6月から同年8月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が60万円以下 であること	令和7年10月1日以前 に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、 令和8年6月8日まで に特別徴収義務者の登録申請を行っていること	令和8年6月1日以後 に宿泊税に係る過少申告加算金等の決定を受けていないことその他申告が適正に行われていると認められること

- **令和9年1月申告納入分から特例の適用を受けることが可能**（令和9年1月～3月申告納入分について令和9年3月末日までにまとめて申告納入可能）
- **令和8年7月～12月申告納入分は、毎月の申告納入が必要**
- 特例の適用を希望する場合は、**令和8年10月～11月末日までに申請が必要**

複数施設の合算申告納入

○複数施設の合算申告納入

- 同一事業者が村内の複数施設を経営する場合、申請し、承認を受けることで、宿泊税を合算して申告及び納入することが可能

1. 申請 手引き P.45

提出書類：宿泊税合算申告納入承認申請書（様式第2号の2）

提出期限：開始希望日の前月の末日

注意事項：・登録しているすべての施設を対象にする必要があること（一部除外や分割は不可）

- ・申告納入期限の特例の適用を受けている施設と、受けていない施設を合算する場合、特例の適用を受けることができなくなる

申告書は合算作成可能

月計表は施設ごとに作成

納入は合算納入可能

(申告施設)

1 令和 8年 6月分

2 施設番号	3 施設の名称又は届出番号					4 1人1泊		5 課税施設		6 計
	日	300円	500円	1,000円	1,500円	人数	課税施設	課税施設		
1	8									
2	10									
3	15					4	10		4	14
4	12									
5	6									
6	9									
7	5									
8	6									
9	6									
10	2									
11	10									
12	13					5	10		5	8
13	5									
14	2									
15	1									
16	4									
17	5									
18	7									
19	8									
20	12					1	1		1	1
21	9									
22	10									
23	10					7	10		7	17
24	3									
25	6									
26	8									
27	4									
28	5									
29	5					3	10		3	13
30	6									
31	6									
32	20					20	10		20	30

令和8年度 宿泊税 納入通知書

399-9301

大字北城●●●3番地12

村男観光 合同会社 様

令和8年 6月12日

長野県北安曇郡白馬村長 丸山 俊郎

納付額 4,000円

納付期 令和8年 7月31日

納付先 白馬村 宿泊税

納付書は大切に保存してください。

特別徴収義務者報償金と 特別徴収事務補助金

○特別徴収義務者報償金と特別徴収事務補助金

手引き P.51

	特別徴収義務者 報償金	特別徴収事務 補助金
○ 目的	特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに、宿泊税収入を確保すること	宿泊税の制度や活用事業、白馬村の観光施策について宿泊者への説明を含めた対応を考慮し、特別徴収事務に要する経費の一部を補助すること
○ 算定方法	算定基礎×交付率	
○ 算定基礎	前年6月から5月までの宿泊に係る納期内納入額（前年7月申告分から6月申告分までの納期内納入額）	
○ 交付率 制度開始5年間 （令和8年6月1日～ 令和13年5月31日）	① <u>算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合</u>	3.0%
	② 上記を満たし、かつ、 <u>算定期間におけるすべての申告を電子申告</u> （Graffer又はeLTAX）により行った場合	3.5%
	③ <u>算定期間において納期限後の納入</u> があった場合	2.0%
○ 交付対象	算定額が500円以上の宿泊施設	
○ 交付回数・時期	年1回・9月末（初回の交付は令和9年9月末）	
○ 交付できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・7月末日時点で宿泊税に係る徴収金に未納がある場合 ・交付目的に照らして交付が不相当であると認められる場合 	
○ 交付方法	白馬村役場において交付額を算定、宿泊税特別徴収義務者登録申請書に記載の報償金等受取口座へ振込み（申請等の手続きは不要）	

宿泊施設の経営を休止・再開する るとき

○宿泊施設の経営を休止・再開するとき

- 冬期間のみの営業など、宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください

1. 届出

手引き P.26

提出書類：宿泊施設経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）

添付書類：旅館業法に基づく停止届出書、「営業休止のお知らせ」など宿泊施設の経営休止を確認できる書類

届出時期：経営を休止又は再開しようとするとき

- 注意事項：・あらかじめ休止期間を届け出た場合（令和○年○月○日から令和○年○月○日まで）は、経営再開の届出は不要
- ・休止期間を定めず営業を休止した場合（令和○年○月○日から令和 年 月 日まで）、営業を再開しようとするときは経営再開の届出が必要
 - ・休止の日までに徴収すべき宿泊税は、休止の日から1月以内に申告納入が必要

○特別徴収義務者報償金等への影響

- ・申告手続きは、申告すべき宿泊税額が0円の場合も必要（ゼロ申告）
- ・報償金等は、一定期間の納期内納入分を基準に算定、算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内に行った場合に交付
- ・そのため、ゼロ申告がなされていない、又は期限を過ぎてからの申告の場合は、報償金等の交付に影響
- ・冬期間のみの営業などは、①あらかじめ休止期間を届け出しておく（毎年）、②ゼロ申告であっても期限内に申告する（毎月）、のいずれかを選択することを推奨